

カール・カウツキーと国家語
——歴史学と社会言語学の架橋への寄与（一）——

勝 又 章 夫

東京国際大学論叢 人文・社会学研究 第10号 抜刷
2025年（令和7年）3月20日

カール・カウツキーと国家語
——歴史学と社会言語学の架橋¹⁾への寄与（一）——

勝 又 章 夫

Karl Kautsky and the State Language

KATSUMATA, Akio

Abstract

According to Madeyski, the author of the study “Die deutsche Staatssprache oder Österreich ein deutscher Staat”, a state language is the language, which is used in the government and parliament, used for laws, and used for the education in state university and so on. But in a multinational state such as Austrian monarchy the state language means a privilege for the nationality the language of which is determined as the state language. The controversy over the state language in the Viennese parliament during the revolution of 1848 shows that the state language is not only the privilege of the ruling nationality, but also a despotism against the nationalities that do not understand the state language, that it is a means of class oppression, that it violates the right to speak one's own language. Therefore, Austrian social democratic party, that struggled to solve the nationality question, criticized the German state language and did not acknowledge it. However, Karl Kautsky, the leading social democratic theoretician of nationality question, insisted that German must be the state Language of Austria. Since Kautsky was never a German nationalist, it seems that his support of German state language was a theoretical consequence of Marxist theory of non-historical nations.

Keywords: Karl Kautsky, State Language, Nationality Question, Social Democracy, Habsburg Monarchy

目 次

- I. はじめに
- II. 1848年革命

III. 国家語のイデオロギー的背景と社会的機能

IV. 社会民主主義と国家語

V. カウツキーと国家語

I. はじめに

「カール・カウツキーと国家語」とは日本を代表する言語学者田中克彦氏の名著『言語からみた民族と国家』に収録されている論文と同じタイトルであるが、本稿の筆者には同じテーマを扱うことによって屋上屋を架す意図はない。田中氏の論考はカウツキーの1908年の論文と、そこに引用されているオーストリア社会民主党のブリュン綱領において「国家語 Staatssprache」という用語が使われているという事実を指摘したにすぎず、国家語概念を明確化すべき史料を他には一切挙げていない。それ故、国家語においては「Staatの強制的、排除的、画一的な力がはたらいている」²⁾という田中氏の主張は「国家語」という漢字三文字からなる日本語訳一語に基づいた主観的かつ恣意的な憶測にすぎない。三浦信孝氏は、国家内に複数の言語があることを前提に国家運営の公用語として自覚的に定められた言語を「田中は」「『国家語』と呼ぶ」と述べ、³⁾ 国家語を田中氏概念と看做しているが、それは田中氏の国家語論に歴史的根拠が欠落しているからではないだろうか。Staatsspracheという語は田中氏が作ったのではないかとさえ疑われたが、⁴⁾ それも同じ理由からであろう。国家語概念が明確化されていない以上、カウツキーの思想における国家語概念の意味も考察されていない。とはいえ、ペーター・ブリアンが指摘しているように、第一次世界大戦以降、積み重ねられてきた言語の法的地位に関する研究のなかに、国家語それ自体を扱ったものはないとすれば、⁵⁾ 田中氏の論文が国家語概念の歴史的明確化になんら寄与することがなかったとしても、「民族語と対立する『国家語』概念」は「言語の社会理論への道」⁶⁾を示すという田中氏の指摘には今後の研究の指針としての価値は認められるかもしれない。そうだとすれば、国家語概念を歴史的に解明することは言語の社会理論のための基礎研究となりうるのではないだろうか。⁷⁾

カウツキー (Karl Kautsky: 1854-1938) は1908年の論文「民族性と間民族性」において国民国家について論じ、近代国家における言語統一の必要性を指摘した。カウツキーによれば、「18世紀の絶対主義国家がすでに、国境内で一言語しか話されていない国民国家となることを目指していた。」なぜなら、「中央集権的・官僚的な絶対主義国家は、国家行政のために単一言語使用を必要」としていたからである。⁸⁾ カウツキーは国家語を国家の行政や立法において使用される言語と理解し、多言語使用が引き起こす不都合を次のように描いている。「代議員の一人はハンガリー語を話し、別の代議員はクロアチア語、また別の代議員はルーマニア語、またある者はドイツ語を話し、誰も他の者を理解できないような議會を想像していただきたい。」⁹⁾ ここで挙げられている言語がすべてハプスブルク帝国の言語であることを想起するなら、¹⁰⁾ カウツキーはハプスブルク帝国のような多民族国家においても国家語が必要だと考えていたと言えよう。事実、カウツキーは、パウアーとレンナーによって提唱された個人原理に基づく民族自治によってもオーストリアの民族問題は解決されないと指摘し、「オーストリアにおいて初めから媒介言語、国家語に運命づけられている言語はドイツ語である」と述べているのである。¹¹⁾

もちろん、カウツキーは国家語が引き起こす不平等にも気づいていた。多民族国家においては「国家の言語、政治の言語になりうるのは一つの言語だけ」¹²⁾なのだから、「諸民族の完全な平等においてさえ、官僚制度においては、自分の言語が国家語となっている民族出身の者は他

の者よりも優位にある。」なぜなら「他の民族出身者が努力して習得しなくてはならない言語を習得しているからである。」¹³⁾ それ故、「自分の言語が官吏の言語ではない諸民族すべてが冷遇されることは避けられないし、それが永遠の紛争の種」¹⁴⁾ となり、議会でも「事実上の媒介言語 Vermittlungssprache を理解しないものはみな冷遇される」とカウツキー自身が述べているように、ドイツ語が事実上の国家語として使われてきたことがオーストリアにおける民族問題を引き起こしていた。だからこそ、オーストリア社会民主党のブリュン綱領では、「我々は民族的特権を認めない。それ故、国家語という要求を拒否する。媒介言語 Vermittlungssprache がどの程度まで必要となるかは帝国議会が定めるであろう、」¹⁵⁾ と慎重な表現が取られていたのである。ブリュン綱領において明確に拒否されながら、カウツキーによれば、オーストリアではドイツ語が運命づけられているとされた「国家語」とは何であろうか。

1884年オーストリア帝国議会議員スタニスラウス・マデイスキ (Stanislaus Poray Ritter v. Madeyski: 1841-1910) は『ドイツ国家語、あるいはドイツ人国家オーストリア』という研究を発表し、「国家語」を「国家機能が外的に表現される言語」¹⁶⁾ と定義し、「政府の言語」、「国立教育機関の言語」、「立法機関の討論の言語」、「法律の言語」を国家語の領域に数えている。¹⁷⁾ マデイスキによると「国家語」という表現はオーストリアの立法には縁遠く、1884年の時点でいかなる現存する法と過去の法にも見出されない」という。¹⁸⁾ 1848年のオーストリア憲法制定帝国議会において「国家語」という言葉はボヘミア・ドイツ人の代議員ボロシュの口に一度だけ上ったことがあるが、そのときも国家語の定義にまで論及されることはなかった。¹⁹⁾ しかし、1848年革命期の言語論争から検討すべきであろう。というのも、ペーター・ブリアンによれば、この革命において「王国の終焉まで続いたオーストリア国家の問題の鍵となる要素が現れた」²⁰⁾ からである。48年革命期の論争を検討することによって国家語のイデオロギ的背景と社会的機能を明らかにし、その上で、カウツキーが論文で言及したブリュン綱領における国家語の意味を明らかにするために、ブリュン党大会における討論と党大会に先立つ機関誌上の討論を検討しよう。

II. 1848年革命

1848年は言うまでもなく「諸国民の春」とも称される民主主義革命の年である。この革命はハプスブルク帝国においては民族闘争が激しく戦われた革命であった。エルンスト・フィッシャーが述べているように、オーストリア革命において決定的な問題はオーストリア・ドイツ人と帝国において最も発展したスラヴ民族、チェコ人の関係であった。²¹⁾ フランス二月革命のニュースがプラハに伝えられると、プラハ市民は3月11日に聖ヴェーツラフ浴場において集会を開き、²²⁾ 「チェコ語とドイツ語という二つの言語が互いに完全に平等な地位を獲得し、学校と官庁において同権を享受する、」さらに「官吏に登用されるのは、州で習慣的な二つの言語をどちらも完全に知っている人々に限られる」²³⁾ という要求を含む皇帝への請願を作成した。4月8日ピラースドルフによってチェコ人に与えられた内閣書簡はチェコ人を満足させる内容となった。内閣書簡は「ボヘミア人民は、国家行政と公教育のすべての領域におけるチェコ語とドイツ語の完全な平等を基礎とする、」さらに「今後ボヘミアにおけるすべての公的官吏、裁判所官吏は二つの州言語を理解する者によって占められなければならない」²⁴⁾ と表明し、チェコ人の民族的要求を承認したからである。ウィーン三月革命後しばらくの間、ドイツ人とチェコ人は言語問題に関して冷静に議論することができた。ウィーン民主派の新聞『コンスティトゥツィオン』紙に3月27日に掲載された匿名の筆者による論文「チェコ人とその言語」は、ボヘミアの600万人の住民のうち半分はドイツ人で

あり、彼らも、チェコ人がその母語を愛しているのと同じように、自分の母語を愛している」と述べて、母語に対する愛情においてドイツ人とチェコ人の間に違いはないことを確認し、二つの民族は折り合わなくてはならないと主張した。この匿名の論者は言語問題を解決するために次のように提案する。ボヘミア、モラヴィア、シレジアの郡と裁判所管轄区は純粹にドイツ人からなる地域と純粹にスラヴ人からなる地域と、混合地域に分けられるが、この違いに応じて小学校教育、裁判所の言語、官吏の採用は調節されなくてはならないであろう。「郡や裁判所管轄区が純粹にドイツ人からなる場合には、官吏にチェコ語を要求するのは不当であろう。より良い経歴を自ら閉ざさないように、官吏は自分のためにチェコ語も学ぶだろう。逆に裁判所管轄区と郡が純粹にチェコ人からなる場合には、ドイツ語の知識がないという理由で雇用されないとすれば、やはり不当であろう。たいていの郡がそうであるが、混合地域においては、二つの州言語の知識が要求されなくてはならない。」²⁵⁾

高等教育機関においてドイツ語が導入されたのは、ドイツ人民が獲得した高度な教養の結果であると述べたときには、²⁶⁾ 確かにドイツ人としての誇りが垣間見えるものの、この匿名の筆者は極めて冷静に言語問題を論じている。しかし約二週間後に掲載された論文はこの匿名氏の現状認識の甘さを暴露する。「『純粹にチェコ・スラヴ人からなる群の官吏にドイツ語を要求するのは不当であろう』と述べるこの匿名氏は何を言いたいのだろうか。[...]ドイツ語を学ばずに官吏になれるとも思っているのだろうか。あらかじめドイツ語を学んでいなければ、年取でみすぼらしい上着を買うこともできない学校の惨めな補助職員になることさえできない。オーストリア王国のスラヴ人にはドイツ語によってしか高等教育は与えられないのである。」²⁷⁾ 行政言語は教育言語から切り離し得ないのである。それだけではない、この論者はチェコ人がドイツ語を不要と看做しているわけでもない指摘する。「ボヘミアで官吏になろうとするものはドイツ語を学ばなくてはならないであろう。しかしスラヴ語も、である。『純粹にスラヴ人からなる郡ではスラヴ語の知識で十分であるという』匿名氏の見解に我々は与することはできない。この王国の二つの民族の交流も考慮しなくてはならないからである。」²⁸⁾ チェコの言語問題を論じたこれら二つの論文は議論もかみ合っており、建設的な議論を展開していたと言えよう。しかしこの議論が行われていたとき、ボヘミア・ドイツ人とチェコ人を対立させた根本的な問題が明らかにされていた。チェコ人とドイツ人の対立を引き起こした本質的な問題はチェコの歴史家フランチšek・パラツキーがドイツのフランクフルト国民議会にあてた書簡から明らかになる。

フランクフルト国民議会への選挙を準備すべき50人委員会にはオーストリアから2名しか参加していなかったためチェコ人のパラツキー (František Palacký: 1798-1876) がフランクフルトに招待されることになった。しかし彼は4月11日に発表した「フランクフルトへの書簡」において議会への出席を拒否したのである。パラツキーは議会に出席できない理由の第一点として、議会の目的がドイツの統一にあるのに対して、自分はチェコ人であるということを挙げている。²⁹⁾ 第二に、パラツキーはハプスブルク帝国を解体するというフランクフルト国民議会の目標に賛成できないという。この点についてパラツキーは次のように主張している。「この帝国の維持、つまり、強化は、私たちの民族だけでなく、全ヨーロッパ、それどころか人間性と教養そのものにとって重大かつ重要な事柄であり、そうでなくてはならないのです」と。³⁰⁾ パラツキーによれば、オーストリアが存続しなくてはならないのは、東方でロシアが巨大な国家を築いており、ロシアに対抗するためには諸民族がオーストリア国家のもとで統一されていなくてはならないからである。パラツキーによれば、「実際、もしオーストリアが以前から存在しなかったならば、私たちはヨーロッパのために、それどころか人間性そのもののために、可及的速やかにそれを建設するよ

う努めなくてはならないでしょう」³¹⁾ という。こうしてチェコ人は国家的独立を求めず、ハプスブルク帝国を維持し、そこで民族性を維持するという「オーストロ・スラヴ主義」と呼ばれる政策を追求することになる。このようなチェコ人の要求とボヘミア・ドイツ人の要求は両立し得なかった。ボヘミア・ドイツ人はフランクフルトで成立しつつあった統一ドイツ国家への参加を求めているからである。ルートヴィヒ・フォン・レーナーが4月初めにウィーンで結成した「民族性維持のためのボヘミア・モラヴィア・シレジア出身ドイツ人協会」(Verein der Deutschen aus Böhmen, Mähren und Schlesien zur Aufrechterhaltung ihrer Nationalität)は、内閣書簡が発表された翌日の4月9日にピラースドルフ内相に誓願を提出している。ここで「ドイツ人協会」は、「他のオーストリア・ドイツ諸国とともにドイツに参加することを求める」と同時に「ドイツ人地域の小学校にスラヴ語を導入することに反対」し、「議会におけるドイツ語の維持を求め」、「チェコ語を理解しない官吏を専らドイツ人からなる地域から排除」しないように求めた。³²⁾

パラツキーの「フランクフルトへの書簡」とボヘミア・ドイツ人の請願との対立のなかで、48年革命におけるチェコ問題がはっきりと姿を現す。チェコのジャーナリスト、カレル・ハヴリー・チェク(Karel Havlíček: 1821-1856)が述べたように、「チェコ人は最も断固たる反フランクフルト派」であり、「ボヘミア・ドイツ人は最も断固たるフランクフルト派」³³⁾であると言われたほど、チェコ人とドイツ人は将来の国家像が根本的に異なっており、それだけに彼らの言語対立は激しいものにならざるを得なかったのである。事実、パラツキーの書簡が発表されてから言語対立は激しさを増している。『コンスティトゥツィオン』紙に論文「チェコ人と言語」を発表した匿名氏は批判に応え、こう述べている、「公正な仕方であれば、私も二言語の平等を求めるが、チェコ党にとって大切なことは言語の平等ではないのだ」と。このようにチェコ人に対して拒否的な態度を取るようになったのは、「チェコはドイツに参加しない」というパラツキーの立場が「すべてのドイツ人の心情を不安にさせる」からだという。³⁴⁾

辞任したメッテルニヒ政権を引き継いだピラースドルフ政権が内閣書簡によってチェコ語とドイツ語の平等を承認しただけでなく、「4月25日憲法」において「すべての種族にその民族性と言語の不可侵性が保証される」³⁵⁾と定めたのに対して、ドイツ人民主義者はチェコ人の要求にデマと嘲笑で応えた。チェコ人が帝国の他のスラヴ系諸民族とともに開催したスラヴ人会議においてはドイツ語が使われたというのである。³⁶⁾ 歴史家のルイス・ネイミアは、「会議でドイツ語が使われたという話は悪意ある捏造であった」と指摘しているが、³⁷⁾ ウィーンのユーモア紙『カッツェン・ムジーク』はプラハからの旅行者の話として次のような冗談を掲載した。

私は幾人かのスラヴ人に会った。彼らは何でも互いに耳打ちしていたので、私はそのグループのところに行き、尋ねた「ヴクプルク Wckprek」と。これは愛すべきチェコ語で「これはどういうことですか」という意味だ。彼の答えはこうだ、「プルル・プルム・フトウチュク・リルツクク prr prr hthczek lilzckck」つまり我々の貧相なドイツ語に訳せば、彼らは様々なスラヴ人地域の出身で、互いに方言が理解できないので、ドイツ語で耳打ちしているのだ。ドイツ語を大声で話すことはできないのだから。」私がさらに調べてみると、スラヴ民族は本当に互いに理解できないので、スラヴ人大会の会議では、ドイツ語が話されているという。神によって選ばれた民族はこのように互いに理解しあうのである。そしてこれこそスラヴ人会議にドイツ人の入場が許されていない理由だという。³⁸⁾

ここでスラヴ語は発音困難なアルファベットの羅列で表現されているが、オーストリア・ドイツ

人にとってスラヴ語はまともな言語と看做されていなかったのかもしれない。ウィーンではスラヴ人のことを「野蛮人」であるとか「動物とエスキモーのあいこの」などと呼んでいたそうだから、³⁹⁾ ありそうなことである。もっともチェコ人もドイツ人のことをNěmec「口のきけない者」⁴⁰⁾と呼んでいたのだからお互い様かもしれないが。このように48年革命期のオーストリア・ドイツ人とチェコ人の民族対立は将来の国家像における根本的な相違を基礎とした言語対立として現れた。それ故、ウィーンで開催された憲法制定帝国議会における言語論争は不可避であった。ここではすべての言語の平等というスラヴ人の要求と、ドイツ語が国家語であるというオーストリア・ドイツ人の主張が対峙することになる。

しかしウィーンより一足先に、バラツキーが参加を拒否したフランクフルト国民議会において、グラーツから選出されたティトウス・マレクが5月27日に以下のような動議を提出していた。「ドイツ語は確かに国家語 *Staatssprache* ではあるが、住民の多くがドイツ語以外の言語を話しているところでは、その言語が自治体の関心事や教育制度において、また裁判の言語として導入される」⁴¹⁾とドイツは宣言すべきであると。マレクはこの動議をオーストリアにおける民族問題から理由づけている。マレクによればドイツ人は「スラヴ民族を抑圧しようとしていると信じられて」いるので、「いかなる民族、したがってスラヴ民族の抑圧にもドイツが手を貸すことはない」とドイツがその代表者を通じて晴れやかに宣言することは急を要する」というのである。⁴²⁾

マレクの動議と演説においては、「ドイツ人がスラヴ人から抑圧者と看做されないように」「スラヴ人から言語を奪わないと宣言するべきだ」と主張される一方で、国家語とは何かまったく説明されていない。後日、5月31日に憲法委員会がマレクの動議の真の意味に沿うように再定式化したという声明を作成するが、憲法委員会が満場一致で作成したという声明においてもスラヴ人の他、デンマーク語やイタリア語を話す住民に「彼らの領域が広がる限り、教会制度、教育、文学並びに内的行政と司法において自らの言語の平等を享受する権利」が承認される一方で国家語という表現は含まれていないのである。⁴³⁾ アルフレート・フィッセルが述べているように、ここに表明されているのは、「ドイツ語との関係において民衆言語に与えられる最大限の平等に関するオーストリア・ドイツ人の理解」⁴⁴⁾であり、この時点で「国家語」概念はまだ明確化されていなかったのかもしれない。フィッセルによれば、ウィーン帝国議会が憲法を通じて民族と民族言語の権利を保障しようとしたときに、手本となったのはフランクフルトにおけるマレクの動議だったという。⁴⁵⁾

フランクフルト国民議会におけるマレクの動議において使われた「国家語」という表現はウィーン帝国議会でも登場し、ウィーン帝国議会における激しい言語論争において国家語概念の輪郭が姿を現してくる。帝国議会における言語問題は「すっかり見逃されていた」とブリアンは述べているが、⁴⁶⁾ 果たしてそうだろうか。帝国議会における言語論争は不可避であっただけでなく予想されていたのではないだろうか。なぜならオーストリアにおける支配的民族だったドイツ人はウィーン帝国議会においては多数を占めていなかったからである。アントン・シュプリンガーは次のように述べている。「ウィーン帝国議会の代議員363人のうちドイツ語を母語としていたのは半数といなかったのである。公然たる民族意識を持つ者だけを数えるならドイツ人は少数派に転落した。」⁴⁷⁾ 半数に届かない民族が自らの言語を議会の言語としようとするなら言語論争は不可避であろう。また帝国議会にはドイツ語を理解しない議員が出席することも知られていた。すでに6月19日に『コンスティトゥツィオネーレ・ドナウ・ツァイトゥング』は次のように書いていたという。「スラヴ人は我々を殴り殺そうとしているわけではない。彼らは兄弟として我々に手を差し伸べている。しかしその手には、我々が帝国議会までに素早くスラヴ語を学べるように、スラヴ

語の文法書が握られている。帝国議会においてはスラヴ人が多数派を形成するだろう」と。⁴⁸⁾ 7月3日、ウィーンのユーモア紙『カッツェン・ムジーク』紙は次のような冗談を掲載している。「ドイツ語教師求む。帝国議会の代議員としてウィーンに来るガリツィア農民たちが、帝国議会の開始までにドイツ語を完全に話し、理解できるように教えられる有能な語学教師を探している。彼らは今のところ一言も理解しないのである。」⁴⁹⁾

言語論争は7月10日、すなわちオーストリア帝国議会の初日に勃発した。午前10時に議会が始まると、あるポーランド人の代議員が発言した。「ここに出席するガリツィア選出の代議員たちの名のもとに、私は、理解を可能とするために、彼らに通訳か何か別の理解手段が与えられるようにという動議を提出しなくてはならない,」「多数の代議員が討論を理解できないのでは、ここで討論を行うのは不可能である,」と。⁵⁰⁾

この問題の審議は二日後の7月12日に行われた。最初にプロコプチッチが通訳の必要性を主張した。ドイツ語が分からない議員のために「動議が採択される前に、要約ないし短縮して彼らに彼らの母語で伝えられるべきだと私は考える。なにしろ彼らも帝国議会の本当の構成員なのですから。」⁵¹⁾ ポーランド人にドイツ語の通訳をつけるだけなら、大きな問題ではなかったかもしれない。しかし次に発言したマイヤーはオーストリアにおける言語問題の大きさを示した。帝国議会には「チェコ人、モラヴィア人、ルテニア人、イタリア人もいる。我々がいったん通訳を認めてしまうと、この会議は不可能となり、会議は本当のパベルの塔となる。」⁵²⁾

プロコプチッチが述べているようにガリツィア選出の農民代議員も「帝国議会の本当の構成員」なのだから、討論が可能となるために通訳を付けることは「当然のこと」⁵³⁾ だったが、ドイツ人はそれを拒否した。続いて発言したフュスターの発言にはオーストリア・ドイツ人の傲慢さが表れている。「私見では、代議員として帝国議会に出席する者が討論の言語を知っていることは良心の問題」であり、「討論の言語はドイツ語だけだ」というのだ。⁵⁴⁾ あたかもドイツ語を理解しない者には良心が欠如しているかのようである。良心が欠如しているのではないとすれば、どうするべきなのか。ノイヴァルは次のように主張した。ドイツ語を理解しない者は「自らの義務と良心に従って、この場から自発的に退場しなくてはならない、議会の責務を彼は果たすことができないのだから。」⁵⁵⁾ ここで司祭グレゴール・チャルキールがポーランド人の側に立って発言する。「地方の選挙規定においては、帝国議会の討論は専らドイツ語で進行するという原則は語られてはいなかった」と。⁵⁶⁾ ウィーンの民主派にとっては、これこそが問題の原因であった。民主派の新聞『コンスティトゥツィオン』紙は次のように書いている。「ドイツ語を読み、書き話せるということを被選挙権の条件とすることが必要であった。」⁵⁷⁾

ノイマンは「いかなる会議においても了解手段がなくてはならないということは自明」であり、「この了解手段は、事の性質からしてドイツ語である,」と主張した。しかしノイマンはドイツ語以外の言語を排除した場合に生じ得る問題を自覚していた。ノイマンは次のように述べている。「アルザスに行けば、ドイツ人児童がフランス人教師の前に座っているのを見るでしょう。しかし児童は教師を理解していないのです。また、弁護士と判事の前に座っている農民も彼らを理解していないのです。私たちはこのような不正を犯そうとは思いません。」⁵⁸⁾ アルザスの状況を想起したことによって帝国議会における言語対立は軽減されたのかもしれない。もしドイツ語を強制するならば、フランス語を強制されているアルザスの現状を承認することになるからである。またルボミルスキは次のように語っている。「フランス語はいかなる法律によっても命じられなかったからこそ、普及したのである。ドイツ語が法律によって作業言語として帝国議会に押し付けられることを望むのは、ドイツ語の力と教養を疑っている者だけである。もし法律を作るなら民族

問題が刺激されるだろう。」⁵⁹⁾ ルボミルスキはドイツ語を法律によって強制させないための方便として「ドイツ語の力と教養」を賛美したが、この方便は1880年代の論争においても繰り返された。ヴルムブラントの国家語動議を審査した言語委員会の報告は次のように述べている。「法律によって支えられる必要もなく、ドイツ語はすべての民族によって、意思疎通の手段として自発的に承認されてきた。」その結果生じた「長年の習慣は法律よりもはるかに高次の保証である。」なぜなら「法律は強制されることによって非ドイツ系諸民族の民族感情を容易に傷つけかねないからである。」⁶⁰⁾

こうして法律によってドイツ語を強制し、民族対立を煽るという危険は回避された。しかしオーストリアの言語問題が内包していたのは民族問題だけではなかった。ガリツィアの農民サファが片言のドイツ語で発言したとき、隠されていた階級対立が暴露された。

ガリツィアでは農民がドイツ語を[話せない]ということは誰の責任でしょうか。専ら領主の責任です。昔から5月15日に至るまで私たちは可能な限り圧迫され、苦しめられてきたのです。ガリツィアでは農民は住居も服も何も持っていません。ガリツィアの領主がすべて奪おうとしてきたのです。農民は生活のためのものを何も持っていないので、学校には行けないのです。⁶¹⁾

しかしドイツ人たちはガリツィア農民の要求を無視した。農民解放の指導者ハンス・クードリヒでさえ、「代議員がドイツ語を理解し、読み書きができることは自明の規則」であると主張したのである。⁶²⁾ その上、「ポーランド農民は帝国議会に無秩序を引き起こすために保守派によって選出されたのだ」⁶³⁾と主張する者まで現れ、帝国議会はこの問題における完全な無力をさらけ出した。

7月の予備審議において明確な決着を見なかった言語問題が再燃することは不可避であった。7月の言語論争においてハヴリーチェクは『民族新聞』において次のように述べていた。「我々がドイツ語を議会の言語、討論言語として受け入れるとしても、それは議会における諸民族すべての長い抵抗によって、我々に対する剣が敵の手に渡されるだろうという確信からであるにすぎない。ドイツ人はスラヴ語ができないのだから、スラヴ人がドイツ語を話すことになるだろう。」⁶⁴⁾ ハヴリーチェクはいわば政治的なプラグマティズムからドイツ語を受け入れていたのだが、⁶⁵⁾ 9月の論争においては、原理的な問題が争われることになった。9月11日、ダルマチア選出の代議員らが、代議員の演説、修正動議、委員会報告、議会の異議などをイタリア語に翻訳し、彼らの演説をドイツ語に通訳するように要請すると、他の地域の代議員からも、チェコ語やスロヴェニア語の通訳が要請された。これに対してプラハのドイツ人ボロシュは、「議会の一部がドイツ語を理解しないことから生じる不愉快な混乱をどうすれば、簡単に除去できるのか、委員会を設置して審議」させるべきであると提案したが、同時に彼自身の解決策も示した。それが、「理性と実用的な欲求に命じられた国家語 Staatssprache」であった。⁶⁶⁾ ここでハヴリーチェクが「実用的な洞察」⁶⁷⁾に基づいて発言した。ハヴリーチェクは憲法の文言が決まるまでチェコ語の権利の要求は待つが、「代議員10名が要求したら、採決の前にはいつでも、採決されるべき問題がポーランド語もしくはルテニア語で繰り返される」⁶⁸⁾ということは必要であるという。なぜなら、30人から40人の代議員が、何が採決されるべきか理解できずに座っているのは「専制」であるというのである。⁶⁹⁾

議会でドイツ語しか使えないのは「専制」であるとハヴリーチェクが非難した後、もう一人のチェコ人トロヤンが問題の別の側面を明らかにする。トロヤンは、「ドイツ人が自分の母語を使う

のと同じように自分の生まれ持った母語を使う権利がある」⁷⁰⁾と主張したのである。もちろん、自分の母語を使う権利を奪われたのはチェコ人だけではないのだから、ルボミルスキが定式化したように、「自分の言語を使う自由」⁷¹⁾という一般的な要求が掲げられることになるのである。トロヤンの発言から明らかになることはそれだけではない。もしドイツ語が「国家語」にされるなら、その国家語はすべての話し手に対して中立的な道具ではありえない。オーストリア・ドイツ人だけが自分の母語を国家語として使うことができるのであり、オーストリア・ドイツ人が民族的特権を持つということになる。ラジスラフ・リーゲル (Ladislav Rieger: 1818-1903) の発言はこのような問題意識に導かれている。「ドイツ人だけが自分の民族言語を使う権利を持つべきであり、その他すべての人々はこの権利から除外されるという意味で平等を理解しているのだろうか。私見では、私たちの民族言語を使ってここで話すという私たちに認められた権利はドイツ人が持っている権利と同じものであり、これは疑いのないことである。」⁷²⁾ 民族言語を使う権利の平等からリーゲルは「国家語」を拒否する。「私は自由思想家として特権的な宗教を認めることはできないが、それと同じように、国家において特権的な民族と国家語を承認することはできない」と。⁷³⁾

チェコ人代議員の理路整然とした主張にドイツ人たちは追い込まれたように見える。7月の予備審議ではドイツ語が分からない者は「自発的にこの場から退場すべきである」⁷⁴⁾とまで述べていたノイヴァルが、「自分の郷里の言語を使って会議で話すのは代議員の譲渡し得ない権利である」⁷⁵⁾と述べるようになったのである。しかしボヘミア・ドイツ人はかたくなであった。ボロシュは、自分の言語を使い権利を主張するスラヴ人の態度を「民族道楽」Nationalitätsliebhabereiと呼んでスラヴ人を侮辱しつつ、⁷⁶⁾「共和国の首都パリで、このような恐るべき要求がなされたことはなかった」⁷⁷⁾と述べてフランス革命の経験から自らの態度を正当化しようとした。革命の当初からボヘミア・ドイツ人の民族的利害を強硬に主張していた「ドイツ人協会」のレーナーもフランス語を「自由の言語 la langue de la liberté」⁷⁸⁾と呼んだグレゴワールの表現を継承している。ドイツ語は「自由の言語 die Sprache der Freiheit」⁷⁹⁾だというのである。

ラジスラフ・リーゲルは特権的な民族と国家語を決して承認しようとはしなかったが、ハヴリーチェクと同様、議会におけるドイツ語にはプラグマティックな態度をとることができた。「ドイツ語を理解する代議員は、他の言語を理解する代議員よりも多い」のだから、「ドイツ語が意思疎通の手段として適しているように見える」というのである。もっともリーゲルは、チェコ人が「自分たちの言語の使用を放棄したのではなく、その権利を一時的に停止したに過ぎない」と付け加えることを忘れはしなかった。⁸⁰⁾

帝国議会がウィーンからクレムジールに移り、オーストリア帝国憲法が審議されるなかで言語問題は再び討論された。もっとも1849年3月4日、皇帝の勅令として公布されたオーストリア帝国憲法において、ブリアンも指摘しているように、国家語は規定も禁止もされていない。⁸¹⁾しかし民族と言語に関しては、その第5条において次のように定められている。「すべての種族は平等であり、どの種族も自らの民族性と言語を保持し育成する不可侵の権利を有する」と。⁸²⁾帝国議会の討論において指摘されたように国家語が民族的特権であるとすれば、民族の平等を定めたオーストリア帝国憲法は国家語に反対していると言えるのではないだろうか。事実、クレムジール帝国議会の憲法委員会が国家語を憲法によって規定しなかったのは、第一に、国家語が諸民族の平等という原則に抵触すると考えたからであった。すでに憲法草案において「州の習慣的言語すべての、学校、官庁、公的生活における平等は国家によって保障される」⁸³⁾と明記されていた。1849年2月8日の討論においてラジスラフ・リーゲルは次のように述べている。「平等という明確な原則に従えば、いかなる言語も優遇されてはならない」と。⁸⁴⁾アドルフ・フィッシュホーフもそれに賛同し、

「帝国議会の言語が法によって導入されないことに賛成する」と述べている。第二にドイツ語がこれからも知識人の言語であり続ける保証がなかったからである。「ハンガリーにおいてさえ知識人はとても上手にドイツ語を話している。すべての知識人においてますますそうなるだろう、」⁸⁵⁾とハインが述べたのに対してリーゲルは反論する。「ハンガリー、とりわけワラキアには非常に教養のある人々がいる。それでも彼らがみなドイツ語を話すわけではない。」⁸⁶⁾ またポーランドやボヘミアの議員も15年後、20年後にはドイツ語を理解するものは今よりも少なくなるだろうし、「野蛮人の言語」を軽蔑しているイタリア人がドイツ語を学ぶことはないだろう、と。⁸⁷⁾ さらにマイヤーは別の言語の可能性さえ示唆した。「スラヴ語とその文法が完成されるなら、スラヴ人がドイツ語を学ぶように、我々もスラヴ語を学ぶだろう。」⁸⁸⁾ ドイツ語だけが知識人の言語ではないのだから、ハインが述べているように、「知識人によってもっとも話される言語が帝国議会の言語として通用させられるだろう」⁸⁹⁾と考えられるようになったのである。このような討論に鑑みるならば、クレムジール帝国議会の憲法委員会が「ドイツ語」を「国家語」とすることに明確に反対していたと言えるだろう。このような討論を経て起草されたオーストリア帝国憲法における民族の権利に関する条文は、わずかに変更されただけで1867年の国家基本法19条に継承されている。⁹⁰⁾

III. 国家語のイデオロギー的背景と社会的機能

オーストリア・ドイツ人は自分たちが安定的多数を占めているわけでもない国家において、民族的少数派としての権利を要求することでは満足せず、なぜ支配的な民族という地位を求めたのであろうか。『ウィーン新聞』に掲載された匿名の論文「ボヘミア問題の評価によせて」の著者は、ドイツ人の支配を世界史的に位置づけようとする。ギリシア人の教養が小アジア、エジプト、マケドニアの諸民族の教養に勝利し、ローマの教養がケルト系諸民族に勝利したように、ドイツの教養は闘争に勝利して登場した。⁹¹⁾ このような教養の利害と結びついているのが「自由」であるとするれば、世界史の現段階において自由を体現しているのはドイツ人であり、ドイツ人に対立することは自由に対立することだということになる。フランクフルトからプラハに派遣されたエルンスト・シリングはチェコ人指導者らの面前で言い放った。「自由はドイツ的である。教養はドイツ的である。自由の理念はスラヴ人のもとには見られない」と。⁹²⁾ スラヴ人は自由に対立するものと考えられていたからこそ、革命前のウィーン体制の支柱ロシアと結託していると看做された。ルートヴィヒ・レーナーの「ドイツ人協会」は6月4日「友と同胞へ」というビラを配布し、そこで次のように主張した。「ここ数週間プラハでは『ドイツ人の自由よりもロシアの鞭を』という呼びかけが何度も響き渡った」と。⁹³⁾ このようにドイツ人とスラヴ人がそれぞれ自由と反動を担うという世界史構想があったからこそ、エルンスト・フィッシャーが述べているように、「民主主義を構成するために集まった帝国議会においてもドイツ『国家語』が支配すべきとされた」のである。⁹⁴⁾ 『ウィーン新聞』の匿名氏はこう続けている、「オーストリア国家の統一的契機はドイツ語を法律と行政の言語、知識人の言語として承認することに存するのであって、この範囲で導入されるなら他のいかなる言語も王国の統一を危険にさらす」と。⁹⁵⁾

オーストリア・ドイツ人の「英雄的＝世界史的＝ヘーゲルの」立場⁹⁶⁾がマルクスとエンゲルスの世界史構想、とりわけエンゲルスの歴史なき民の理論と親和的であったということは容易に察せられよう。事実、彼らが編集していた『新ライン新聞』もリーゲルらに反対し、次のようにコメントした。「代議員は自分の言語で演説し、動議を提出できるというわけだ。帝国議会は翻訳所、バビロンの混沌となり、その帰結は解散、オーストリアの終焉である。」⁹⁷⁾ また「仮に30の言

語に翻訳されるべきだとしても、遅延が生じるとは思わない」⁹⁸⁾と述べたルボミルスキを『新ライン新聞』は「民主主義の背教者」と呼び、「30もの音をだすバグパイプは壮大なカノンを叫ぶだろう」と論評した。⁹⁹⁾ここでもスラヴ系諸語は言語ではなくバグパイプの音と呼ばれている。ロマン・ロスドルスキーが指摘しているように、革命期のオーストリア・ドイツ人や彼らを支持したマルクス、エンゲルスとその『新ライン新聞』が理解していなかったことは、「フランス大革命期のジャコバン派がまだフランスの『パトワ』に対して行い得たことが、オーストリアでは革命を墮落させ、革命を敗北させるかもしれない」ということであった。¹⁰⁰⁾

カール・レンナー (Karl Renner: 1870-1950) は国家語が何を意味するのか明らかにされていないと述べたことがあるが、¹⁰¹⁾ 48年革命期の帝国議会における言語論争を振り返ることによって国家語の社会的機能は明らかになったと思われる。国家語は「国家の行政装置の作業を容易にするための単なる道具にすぎないのか」¹⁰²⁾ というブリアンの問いには否定的に答えざるを得ない。フランクフルト国民議会のマレクの動議においては、国家語と言語的少数派の保護を両立させようとする配慮が見られたが、ウィーン帝国議会においてそのような配慮は姿を消す。ドイツ語を国家語として承認するということは、国家語以外の民族語を使って話す権利を否定することである。国家語以外の民族語を母語とする人々にとっては、母語の使用が禁じられるということでもある。良知力氏が指摘しているように、オーストリアのドイツ語のような「民族語ならぬ『国[家]語』」は「地域的共同体のゆたかな可能性を圧殺する『支配語』」¹⁰³⁾ だったのである。自分の母語、自分の民族語しか理解できない人々にとって、国家語によって語られる政治は、ハヴリーチェクの言葉を借りれば、「専制」であり、このような意味において国家語は民主主義と両立しない。また国家語によって排除されるのは民族だけではない。アーネスト・ゲルナーが指摘しているように、近代工業社会以前の農業社会において文化的境界は民族のような政治的単位を定義づけるのではなく、¹⁰⁴⁾ 文化の役割は、「社会秩序におけるヒエラルキーの位階システムを強化・強調し、可視化することにあった。」¹⁰⁵⁾ ゲルナーの農業社会像は19世紀半ばのガリツィアにも当てはまると思われる。マキシミリアン・パッハによれば、ルテニア人にとって「ポーランド人とは彼らを搾取し尽す貴族のことであった」という。¹⁰⁶⁾ そうだとすれば、ルテニア語を話すということはまだウクライナ民族に属することを意味せず、それはポーランド語を話す貴族によって搾取される農民であるということの意味したのである。またヘルファートによると、ポーランド人やポーランド化した親の子供たちが、ルテニア語の教室に犬をけしかけるということもあったという。「ルテニア語を学ぶにふさわしいのは犬だけ」だというのである。¹⁰⁷⁾ こうしてポーランド語とルテニア語によって表現された身分の違いは強調され、可視化されたのである。ルテニア語とポーランド語について言えることはポーランド語とドイツ語の関係にも当てはまると思われる。帝国議会における言語論争のきっかけとなったのは、ドイツ語を理解しないポーランド人農民だったが、そもそもポーランド農民はなぜドイツ語を話す者を選出しなかったのだろうか。『プレッセ』紙によると、ポーランドの農民はドイツ語を話す貴族に不信感を持っており、「ドイツ語は話せないとしても、それだけにいっそう信頼できる者を帝国議会に送った」という。¹⁰⁸⁾ 従って、ドイツ語を国家語とし、ルテニア語やポーランド語を排除するということは、農民という特定の階級を政治から排除するということであり、国家語は階級的抑圧の手段なのである。

このように国家語が被抑圧民族や下層階級を排除するための手段として機能するのだとすれば、国家語においては「Staatの強制的、排除的、画一的な力がはたらいている」という田中氏の主張は的を射ていたように見える。しかし国家語における「国家業務を遂行するための機能」¹⁰⁹⁾ という側面を強調する田中氏の主張は政治的な危険性も孕んでいる。国家語は行政のための道具にす

ぎないという口実の下に民族的支配を確保できるので、それだけにいっそうナショナリストは国家語の道具としての側面を強調したのである。ボロシュがすでに国家語を「理性と実用的な欲求」に命じられたものと看做していたし、ヒトラーも『我が闘争』においてオーストリア史を振り返り、次のように述べていた。オーストリアを維持するためには「統一的な国家語を原則として確立することによって行政に技術的な補助手段を手渡さなくてはならない。それなしには統一国家は存続し得ないからである」と。¹¹⁰⁾

他方でオーストリアにおけるドイツ語のように国家語はそれ自体として一つの民族語なのだから、自分の言語が国家語になっている民族は特権を持っていることになる。1848年革命期にラジスラフ・リーゲルが、「特権的な民族」と「国家語」を認めないと主張したのは、そのためである。国家語のこのような性質は1880年代の討論においても指摘された。国家語が民族的特権を生み出す限り、それはすべての諸民族の平等を規定したオーストリア国家基本法19条という「憲法の力によるオーストリアの民族問題の解決の根底にある原理」と完全に対立するとマデイスキは指摘している。¹¹¹⁾

帝国議会における国家語論争によって、国家語の抑圧的性格は明らかとなっていたが、オーストリア・ドイツ人はそれを理解できなかったようである。国家語論争からからしばらくして、『ウィーン新聞』は、この論争を以下のように論評した。「ボロシュ議員が議会語 *parlamentarische Sprache* や帝国議会語 *Reichstagssprache* ではなく国家語という表現を用いたことは不適切だった、」と。¹¹²⁾ あたかも、「国家語という表現」に問題があったかのようなようである。しかし国家語という表現がどのようなイメージを喚起したとしても、帝国議会において国家語が拒否されたのは、その表現のためではない。国家語が拒否されたのは、それが民主主義とは両立しえない「専制」の言語であり、階級支配の道具であり、一民族に特権を与え、諸民族の平等という原則に反するからである。

IV. 社会民主主義と国家語

国家語が諸民族の平等という原則に反するとすれば、理論機関誌の創刊号において「間民族性の思想を生きた現実にするを自らの課題」¹¹³⁾ として掲げたオーストリア社会民主党が国家語を拒否したのは当然であろう。1899年のブリュン綱領では次のように要求されている。「我々は民族的特権を承認しない。それ故、国家語という要求を拒否する。媒介言語がどの程度まで必要となるかは帝国議会が定めるであろう。」¹¹⁴⁾ この定式は激しい論争の末に作成されたものであった。国家語に関する討論はブリュン党大会が開催される前からチェコスラヴ社会民主党の理論機関誌『アカデミー』誌上で行われていた。オーストリア・ドイツ人社会民主主義者フリードリヒ・アウステルリッツは論文「民族闘争と社会民主主義」において、「国家活動がますます拡大する時代に一つの言語への要求を否定することはできない」のだから、「ドイツ国家語はオーストリアにおけるドイツ人の民族的要求とは無関係であり、むしろオーストリア国家の要請である」と主張した。¹¹⁵⁾ これに対してスロヴェニアの社会民主主義者エトビン・クリスタン (Etbín Kristan: 1867-1953) は論文「オーストリアにおけるナショナリズムと社会主義」において、ドイツ民族派が要求しているドイツ国家語を「それに反対する法律にもかかわらず慣習として存在してきた古い特権」¹¹⁶⁾ と特徴づけている。クリスタンの論文はカール・レンナーに先立って個人原理に基づく民族自治を提唱したことで知られているが、レンナーはクリスタンの国家語批判も継承したのかもしれない。レンナーは1899年の著作『国家と民族』において次のように述べている。「オーストリアにおいて

国家語は許容されないし、国家語は争いの永遠の源泉である」¹¹⁷⁾と。

ブリュン党大会に提出された二つの決議案はそれぞれアウステルリッツとクリスタンの見解に従っているように見える。全党執行部の決議案は次のようなものであった。「我々は民族的特権を認めない。それ故国家語の要求を拒否する。他方で交流言語 *Verkehrssprache* としてのドイツ語という今日存在する事実を実践的な必要性和と看做すが、そこから他の言語を排除するような特権を生じさせない。」¹¹⁸⁾これに対して南スラヴ社会民主党執行部の決議案は以下のようなものであった。「国家においてすべての言語は完全に平等である。それ故、あらゆる民族的特権、従って国家語も排除されなくてはならない。相互交流の必要性に導かれて自由な諸民族は母語の他に実際に使用するために必要な言語をも習得するであろう。」¹¹⁹⁾南スラヴ社会民主党執行部の決議案が、相互交流のための言語を諸民族の選択に委ねているのに対して全党執行部の決議案はドイツ語に交流言語としての地位を認めている。ハンス・モムゼンによると全党執行部の決議案はカウツキーとアウステルリッツの見解に従っていたという。¹²⁰⁾領土原理に基づく民族自治がカウツキーの主張に由来することは明らかだが、国家語に関する節はアウステルリッツの見解に由来するのではないだろうか。

ブリュン民族綱領の決議案をめぐる討論に参加したのはクリスタンやアウステルリッツのような著名人だけではなかった。ブリュン党大会前、社会民主党内では国家語の問題への関心が高まっていた。グラーツの『アルバイターヴィレ』紙において同紙の創立者ハンス・レーゼルは、党内の討論は国家語の問題をめぐる討論が行われており、「私見ではこの問題は党大会においても討論の中心点になるだろう」と述べている。¹²¹⁾このような関心の高まりに寄与したと思われるのが、チェコスラヴ社会民主党の修正案である。この修正案は、党大会に提出されるのではなく専ら機関誌上の討論の素材として利用されるべきものとされたが、この修正案は、国家語に関する節が全党執行部の決議案と大きく異なっていたのである。チェコスラヴ社会民主党の修正案は次のように要求している。「我々は了解言語 *Verständigungssprache* がその都度すべての諸民族の代表の共同の決議によって規定されることを必要と看做す」と。¹²²⁾『アルバイターツァイトUNG』に掲載された匿名の論考は全党執行部と南スラヴ人の決議案がどちらも国家語を拒否したことに賛意を表明した。国家語とは「同権の表現ではなく、支配と従属の表現」に他ならないからである。とはいえ、国家の諸機関は相互に理解しなくてはならないのだから、了解言語は必要である。しかしそれに関心を持つのは各民族の官僚層だけなのだから、ドイツ語を了解言語としてもそれが民族の危機をもたらすわけではないと述べて、全党執行部の決議案を支持した。¹²³⁾これに対してチェコスラヴ社会民主党の機関紙『プラヴァ・リドゥ』に論文「民族問題に対する社会民主主義」を発表したフランチシェク・ソukup (František Soukup: 1871–1940) は「媒介言語としてのドイツ語について語られている全党執行部の決議案の一節は「ドイツ・ナショナリズムに対する完全に不要な譲歩」であると主張した。¹²⁴⁾

このようなドイツ国家語に関する関心の高まりにもかかわらず、『アルバイターヴィレ』紙の編集部は「党大会がドイツ語を国家語と宣言するにせよ、交流言語、死語と宣言するにせよ、どうでもよい。交流言語の存在は現実の諸関係から生じるのであって、いかなる決議にも依存しないからである」と論評し、ドイツ語が交流言語となっている現実を変えることができないという態度をとった。¹²⁵⁾またウィーンのフローリツドルフの『フォルクスボーテ』紙もチェコ修正案を念頭に置きながら、「すべての点では一致しないということはある」¹²⁶⁾と書いている。事実上の交流言語というドイツ語の地位を譲ることはできなかったのであろう。このようにドイツ語が事実上の交流言語となっている現実を維持することがオーストリア・ドイツ人指導者たちの本音だっ

たのではないと思われる。というのもブリュン党大会でドイツ人指導者と話す機会を得たというブラハのレオ・ヴィンターはつぎのようなエピソードを伝えているからである。そのドイツ人指導者は、ドイツ語とチェコ語に交互に通訳される討論の長さに不満をもらしたという。これは必要ないことだというのである。ルテニア人やポーランド人も民族的だが、チェコ人だけがチェコ語で話すことに固執しており、それはチェコ・ショーヴィニズムへの妥協に他ならないのだと。ヴィンターは次のように反論したという。「チェコの代表には肉体労働者が多く、ドイツ語を話せるのは一部にすぎない。会議の討論が捗るようになるためだけにチェコ人は永遠の沈黙を強いられるべきだということのか」と。¹²⁷⁾

ブリュン党大会における討論はボヘミア・ドイツ人の指導者ヨーゼフ・ゼリガーの報告から始まった。ゼリガーの報告においては、「ドイツ語を帝国全体の交流言語として要求するのは、ドイツ語が交流言語に最も適しており、ドイツ語によって諸民族の意思疎通が最も簡単に生み出されるからである」¹²⁸⁾とされ、ドイツ語を交流言語とする実用的な必要性が強調されたが、チェコスラヴ社会民主党のニエメツが直ちに、「全オーストリアの官吏のために一つの言語が定められるとすれば、それは平等に反する」¹²⁹⁾と批判した。レンベルクのウクライナ人ハンキエヴィッチも決議案の表現に反対し、「交流言語に関する一節の削除」を要求した。¹³⁰⁾

ヴィクトル・アードラー (Victor Adler: 1852-1918) は「媒介言語はドイツ語以外には考えられない」とは述べたものの、民族的な発言を慎み、チェコ人に対して妥協的な態度さえ示している。「交流言語はその都度議会によって決定されるというチェコ人の一部の同志の提案」に対してアードラーは「公然の事実を改めて決議させるのは余計なことだ」¹³¹⁾と述べていたが、アードラーは媒介言語を議会に委ねるというチェコ人の提案を受け入れてもよいと述べたのである。このような態度の背景にあるのは、「オーストリアにおけるインターナショナリズムはドイツ人の犠牲によって賈われるのであって、それは当然のことだ」¹³²⁾というアードラーの建前だけではない。フーゴー・ハンチュが述べているように、チェコ人の影響力であろう。¹³³⁾

党大会においては、スラヴ系の社会民主主義者が国家語だけでなく交流言語の要求にも反対した背景も明らかにされた。プシェミスルのリーバーマンは次のように語っている。「交流言語という語を削除しようとするチェコの同志が私にはわかる。大衆は国家語、役人言語 Amtssprache、交流言語という瑣末事を区別しないだろう。それは我々の敵たちによって歪曲され、チェコの同志に対する新たな攻撃点がチェコ・ブルジョアジーに与えられるだろう。」¹³⁴⁾ 国家語ではないにせよ、ドイツ語に特別な地位を社会民主党が要求するなら、社会民主党は反民族的という烙印を押されるというわけだ。そうだとすれば、チェコ人とアードラーの間の溝は埋められていなかったのである。チェコ人が「交流言語を帝国議会の決定」に委ねようとしたのは、社会民主党がドイツ語に特別な地位を認めるという事態を避けようとしたからであり、決してアードラーが述べたように、余計なことではなかったのである。

このようにオーストリアの社会民主主義者たちは諸民族の摩擦面をできる限り減少させるために議論を重ね、国家語に反対しただけでなく、媒介言語さえ帝国議会に委ねた。ブリュン綱領を生み出したこのような努力に鑑みるならば、カウツキーのように、オーストリアの国家語はドイツ語であると主張することは、この努力を無にする行為であると言わざるを得ない。カウツキーの発言の背景には何があったのだろうか。

V. カウツキーと国家語

ブリュン党大会直後の1899年10月、カウツキーはフランチシェク・モドラー・チェクにこう書いている、「私は、ブリュン党大会決議に含まれているもの以外にオーストリアにおける社会民主党の民族政策を想像することができません」と。¹³⁵⁾ このようにカウツキーがブリュン民族綱領を高く評価していたとすれば、カウツキーが国家語に対してブリュン綱領とは異なる態度を取ったことは、ブリュン党大会以降の状況に由来すると考えられる。それはオーストリア社会民主党内部のオーストリア・ドイツ人とチェコ人の対立であったと思われる。周知のように、オーストリア社会民主党のオーストリア・ドイツ人とチェコ人は民族別の労働組合を求めた分離主義やチェコ少数派学校¹³⁶⁾を争点として激しく対立していた。国家語の理解も争点の一つであった。

レンナーは1899年の『国家と民族』において、国家語を「争いの永遠の源泉」と看做したが、今や国家語を行政の道具としての側面を重視し、国家官吏の言語として「国家語は必要である」¹³⁷⁾と述べるに至った。これに対してチェコスラヴ社会民主党は国家語を民族問題の一部として理解し、党大会では、「チェコ民族が自分の故郷の主人となり、官庁と学校における自分の権利を貫こうと努めているのに対して、ドイツ民族は、押しとどめられない進歩の論理によって、チェコ人の間における国家語の担い手という機能を放棄せざるを得なくされた」と説明されたという。¹³⁸⁾

この対立においてカウツキーは調停役を演じようとした。カウツキーは、「すでにチェコ分離主義のナショナリズムにドイツ社会民主主義のナショナリズムを対立させようという声が大きくなっている」という現実を指摘しつつ、「それは社会民主主義思想の終焉であろう」と述べて、これ以上の対立の激化に警鐘を鳴らした。¹³⁹⁾ それにもかかわらず、カウツキーがドイツ人寄りの立場にあったことは否めない。

ブリュン党大会の少し後で、チェコのソウクプは『ノイエ・ツァイト』に発表した論文「オーストリアにおけるチェコ労働運動」において国家語を批判し、「ドイツ語を国家語とするような統一的な王国を築くならば、王国を中央集権化、ゲルマン化することに成功したヨーゼフ2世の改革とは正反対の傾向を覚醒させるだろう」¹⁴⁰⁾と主張した。この論文をカウツキーはアードラー宛の書簡で酷評しているのである。ソウクプは「チェコ人を今日なお抑圧されている民族として描き、ドイツ国家語をナンセンスと看做している」¹⁴¹⁾と。翌日の返信においてアードラーはカウツキーに「このショーヴィニスト的愚論を印刷しないでくれたまえ」¹⁴²⁾と頼んでいる。アードラーがチェコ人の同権要求に反発するのは理解できる。彼にはドイツ・ナショナリストとしての過去もあったからである。¹⁴³⁾ それではカウツキーは何故ソウクプの論文が気に入らなかったのだろうか。ドイツ・ナショナリズムが原因だったとは考えにくい。ズデニェク・シヨレが述べているように、「カウツキーが大ドイツ的な雰囲気屈したことはなかった」からである。¹⁴⁴⁾ そもそもカウツキーの父親はチェコ人であり、10代の若きカウツキーが最初に抱いた政治思想はチェコ・ナショナリズムであった。「私はあらゆるドイツ人を宿敵と看做し、ドイツ人であることほど罪深いことはないと思っていた」¹⁴⁵⁾とカウツキーは回想している。社会主義運動に参加してからもアードラーのドイツ・ナショナリズムを危険視し、アードラーを「党の外にある者」¹⁴⁶⁾と看做したこともある。カウツキーがドイツ・ナショナリズムの立場からチェコ人の民族的要求に反対したのではないとすると、その原因はマルクス主義に求めざるを得ないのではないだろうか。

周知のように1848年革命期にエンゲルス (Fridrich Engels: 1820-1895) は、「自分の歴史を持つ

たことがない諸民族」にチェコ人を数え、これらの諸民族は「生命力」を持っていないのだから、「なんらかの自立に到達することはできないだろう。と主張した。¹⁴⁷⁾ この「歴史なき民」の理論をエンゲルスはその後にも維持し、書簡を介して若きカウツキーに伝えている。1882年2月7日の書簡でエンゲルスは書いている。「スラヴ人に打ち込まれたドイツ人、マジャール人、トルコ人という三つの楔によって木々端微塵にされたスラヴ系の小民族や民族片に対して私が共感しないかどうかあなたは尋ねてみてもよいでしょう。実際、ほとんど共感しません。」¹⁴⁸⁾ ズデニェク・ショレが述べているように、このような「48年革命期のすでに時代遅れとなった見地がチェコ民族の状況に関する理解を妨げた」¹⁴⁹⁾ のであろう。カウツキーは1887年の論文「近代民族」において「チェコ民族の維持はほとんど考えられない」¹⁵⁰⁾ と述べて、エンゲルスの「歴史なき民」の理論を再生産したのである。

しかし、カウツキーはエンゲルスの「歴史なき民」の理論を批判したのではなかったのか。確かにそうである。カウツキーはチェコ民族が「生命力」を持つ「文化民族」となったと指摘し、エンゲルスのかつての主張は対象を喪失したと主張した。¹⁵¹⁾ このような認識に基づいてカウツキーはオーストリアの民族問題を解決するために「言語の境界に基づく諸民族の連邦制」¹⁵²⁾ を提起し、これがオーストリア社会民主党のブリュン綱領に取り入れられたのである。マサリクが指摘しているように、カウツキーが提案した民族自治が、「1848年のハヴリーチェクとパラツキーの民族、言語綱領、すなわち民族連邦制」¹⁵³⁾ と重なり合うとしても、カウツキーがそれで「歴史なき民」の理論を克服したことにはならない。事実、カウツキーはオーストリアが解体され、チェコ人が独立してもなお、その将来には否定的であった。北部、西部、南部をドイツに囲まれたチェコ国家はドイツと対立する政策を営むことができないので、ドイツの従属国となる、というのである。¹⁵⁴⁾ 本稿の筆者が別稿において指摘したように、マルクスとエンゲルスの民族理解は、彼らの「人間観、国家論、革命論と深く結びついて」おり、「次世代のマルクス主義者においても、彼らがマルクス主義者である限り、民族的解放という要求と労働者の解放というマルクス主義の要求が理論的、実践的な矛盾として現れる」¹⁵⁵⁾ と考えられる。そうだとすれば、カウツキーにおける国家語とは、彼がマルクス主義者として再生産せざるを得なかった「歴史なき民」の理論の一側面であったと言えるのではないだろうか。¹⁵⁶⁾

注

- 1) 「歴史学と社会言語学の架橋」という表現は木村護郎クリストフ氏の論文「ヨーロッパにおける言語の政治性を考える——歴史学と社会言語学の架橋に向けて——」,『歴史学研究』2010年12月, No.874から借用した。
- 2) 田中克彦「カール・カウツキーと国家語」,『言語からみた民族と国家』岩波書店1978年所収, 162頁。
- 3) 三浦信孝「植民地時代とポスト植民地時代の言語支配」, 三浦信孝, 糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店2000年, 10頁。
- 4) W.A. グロータース「『国語』と日本人」, 田中克彦『ことばの差別』農村漁村文化協会1980年所収, 207頁。
- 5) Peter Burian, The State Language Problem in Old Austria (1848-1918), in: *Austrian History Yearbook*, Vol. 6, Minnesota 1970, p. 83/84.
- 6) 田中「カール・カウツキーと国家語」, 前掲書, 176頁。
- 7) もちろん、国家語概念の歴史的研究がこれまで試みられてこなかったわけではない。「国家語の概念を史的におうことで、その意味内容を明らかにすることを目的としている」という西島佑「国家語の概念小史——19世紀半ばから20世紀前半のドイツ語圏、保科孝一、田中克彦までにおける——」,『言語政策』第13号2017年を日本における先行研究に数えることができるかもしれないが、西島氏の論文は一次史料の研究に基づくものではなく、専ら二次文献の論述に依拠しており、表面的な研究史という印象

を拭えない。

- 8) Karl Kautsky, Nationalität und Internationalität, in: *Ergänzungshefte zur Neuen Zeit*, Nr. 1, 1908, S. 20.
- 9) *Ebd.*, S.22.
- 10) 厳密にはハンガリーの言語である。事実、ハンガリーにおいては「国家語はハンガリー語である」と法律で定められていた。Gesetz über die Gleichberechtigung der Nationalitäten, in: Stanislaus Poray Ritter von Madeyski, *Die deutsche Staatssprache oder ein deutscher Staat Oesterreich*, Wien 1884, S. 166.
- 11) Kautsky, Nationalität und Internationalität, *a.a.O.*, S. 30. 西島佑氏はカウツキーが「オーストリア帝国については国家語の制定には反対した」と主張しているが、西島氏はカウツキーのこの発言をどのように理解したのだろうか。西島佑「旧ソ連地域における国家語の系譜：カウツキーからレーニン、ポスト・ソヴェトへの歴史的展開」『上智ヨーロッパ研究』2017年。西島氏の論考には他にも奇妙な論述がある。氏は田中克彦氏の主張を敷衍しつつ、こう述べている、「カウツキーの論文『民族性と国際性』は1908年にロシア語に訳されており」、「ロシア語における国家語の登場」は1908年ではないかと。しかし1903年に開催されたロシア社会民主労働者党第二回党大会において採択された綱領では、「あらゆる地域の、国家的諸制度において、国家語との平等を認められた母語の導入」が要求されている。Программа Российской Социалдемократической Рабочей Партии принятая на II Съезде Партии, Коммунистическая Партия Советского Союза в Резолюциях и Решениях Съездов, Конференций и Пленумов ЦК, Том Первый 1898-1917, Москва 1983, стр. 63. この事実を西島氏はどのように理解するのだろうか。
- 12) Kautsky, *Habsburgs Glück und Ende*, Berlin 1918, S. 28.
- 13) Kautsky, Nationalität und Internationalität, *a.a.O.*, S. 21.
- 14) *Ebd.*, S. 30.
- 15) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, abgehalten zu Brünn vom 24. Bis 29. September im „Arbeiterheim“*, Wien 1899, S. 104.
- 16) Madeyski, *a.a.O.* S. 25.
- 17) *Ebd.*, S. 27.
- 18) 言語学者のトマシュ・カムセラは、オーストリアにおいて、1867年、「国家語、州言語、州の習慣的言語という三言語システムが生じた」と述べている。いかなる根拠に基づいてこのように主張しているのだろうか。Cf. Tomasz Kamusella, *The Politics of Language and Nationalism in Modern Central Europe*, Basingstoke / New York 2012, p. 390.
- 19) Madeyski, *a.a.O.*, S. 18/19.
- 20) Burian, *op.cit.*, p. 87.
- 21) Ernst Fischer, *Österreich 1848*, Wien 1946, S. 147.
- 22) ヴァーツラフ浴場の集会を呼びかけたのは「リピール」と呼ばれるグループだった。リピールのメンバーの多くはチェコ人だったが、ルートヴィヒ・ルッペルトのようなドイツ人学生も参加していた。Stanley Pech, *The Czech Revolution of 1848*, Chapel Hill 1969, p. 45. また、ヘルファートによると、集会においてボヘミア・ドイツ人がドイツ語なまりのチェコ語で「チェコ人とドイツ人は一心同体！」と声を上げたという。Joseph Alexander von Helfert, *Von Böhmen nach Italien*, Frankfurt am Main 1862, S. 18. この時期にチェコ人とドイツ人の民族対立はまだ表面化していなかったと考えてよいのではないだろうか。
- 23) První petice Pražská 11 Března, Jan M. Černý, *Boj za Právo. Sborník aktů politických u věcech státu a národa českého od roku 1848*, Praha 1893, str. 5.
- 24) Kabinetní list ze dne 8. Dubna 1848, Černý, *Boj za Právo*, str. 101. ここで「ボヘミア人民」と訳したのは česká národnost、ドイツ語では böhmische Nationalität であり、文字通りに訳せば「チェコ民族」だが、ここで意図されているのはチェコ人とドイツ人を含むボヘミアの住民全体であり、意味を汲んで「ボヘミア人民」とした。「内閣書簡」のドイツ語テキストは、F.J.[Franz Joseph] Schopf, *Wahre und ausführliche Darstellung der am 11. März 1848 zur Erlangung einer constitutionellen Regierungs-Verfassung in der königlichen Hauptstadt Prag begonnenen Volks-Bewegung und der hierauf gefolgten Ereignisse, als ein Beitrag zur Geschichte, und ein Angedenken an die verhängnissvolle Zeit*, 2. Heft. Leitmeritz 1848, S. 72ff. を参照されたい。
- 25) Anonym, Die Cechen und ihre Sprache, in: *Die Constitution*, Nr. 5 vom 27. März 1848, S. 45.

- 26) *Ebd.*, S.44.
- 27) Ein Jurist, ein Mitglieder der National-Garde, Czechen und ihre Sprache, in: *Die Constitution*, Nr. 22 vom 15. April 1848, S. 319.
- 28) *Ebd.*, S. 320.
- 29) František Palacký, O poměru Čech i Rakouska k řiši Německé. Psání do Frankfurta dne 11. dubna 1848, *Spisy Drobné*, Díl I, Z oboru politiky, Praha 1898, str. 18/19.
- 30) *tamtéž*, str. 19.
- 31) *tamtéž*, str. 20.
- 32) Adresse der Deutschen aus Böhmen, Mähren und Schlesien, in: *Wiener Zeitung*, Nr. 103 vom 12. April 1848, S. 490.
- 33) Karel Havlíček, Čeští deputovaní na sněmu říšském, *Politické Spisy*, Díl II, část 1, str. 121.
- 34) Wilhelm Müller, Die Czechen und ihre Sprache, in: *Die Constitution*, Nr. 27. vom 21. April, S. 419.
- 35) Österreichische Verfassung vom 25. April 1848, in: *Die österreichischen Verfassungsgesetze*, hrsg. von Edmund Bernatzik, Wien 1911, S. 104.
- 36) 『ゲラーデアウス』紙はチェコ人に対して比較的同情的で、「チェコ人がドイツ人を殺害しているというデマを批判したが、それでも、「スラヴ国民会議の最初の討論においては、互いに理解するためにドイツ語が使用されざるを得なかった」と書いた。*Gerad'aus. Politisches Abendblatt für's Volk*, Nr. 20, vom 3. Juni 1848.
- 37) Lewis Namier, *1848: The Revolution of the Intellectuals*. Oxford 1944, p. 108.
- 38) Wie sieht es in Prag aus, in: *Katzen-Musik (Charivari) Politisches Tageblatt für Spott und Ernst mit Karrikaturen*, Nr. 2 vom 13 Juni 1848.
- 39) Frhr. von Helfert, *Wiener Journalistik im Jahre 1848*, Wien 1877, S. 32.
- 40) 1836年刊のヨゼフ・ユングマンの『チェコ語＝ドイツ語辞典』Josef Jungmann, *Slownjk česko-německý*, Prag 1836はNěmecにein Stummerという訳語を当てている。
- 41) *Stenographischer Bericht über die Verhandlung der deutschen constituierenden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main*, Bd.1, hrsg. von Franz Wigard, Frankfurt am Main 1848, S. 118.
- 42) *Ebd.*
- 43) *Ebd.*, S. 183.
- 44) Alfred Fischel, *Das Österreichische Sprachenrecht*, zweite vermehrte Auflage, Brünn 1910, S. LVIII.
- 45) Fischel, Einleitung, in: *Protokolle des Verfassungsausschusses über die Grundrechte*, Wien / Leipzig 1912, S. XIV.
- 46) Peter Burian, The State Language Problem in Old Austria (1848–1918), *op.cit.*, p. 87.
- 47) Anton Springer, *Geschichte Oesterreichs seit dem Wiener Frieden 1809*, 2. Teil, Leipzig 1865, S. 404.
- 48) *Constitutionelle Donau-Zeitung*, Nr. 78, vom 19. Juni, zitiert nach: Roman Rosdolsky, *Die Bauernabgeordneten im konstituierenden österreichischen Reichstag 1848-1849*, Wien 1976, S. 196.
- 49) *Wiener Katzen-Musik*, Nr. 14 vom 3. Juli 1848.
- 50) *Verhandlungen des österreichischen Reichstages nach der stenographischen Aufnahme*, [以下 *Verhandlungen* と略称]1. Bd., Wien, S. 1.
- 51) *Ebd.*, S. 7.
- 52) *Ebd.*
- 53) Roman Rosdolsky, *Die Bauernabgeordneten im konstituierenden österreichischen Reichstag 1848-1849*, Wien 1976, S. 197.
- 54) *Verhandlungen*, 1. Bd., S. 7
- 55) *Ebd.*
- 56) *Ebd.*, S.8.
- 57) Anonym, Die Sprache des Reichstags, in: *Die Constitution*, Nr. 93 vom 15. Juli 1848.
- 58) *Verhandlungen*, 1. Bd., S. 11.
- 59) *Ebd.*, S. 14/15.

- 60) Bericht des Sprachenausschusses, in: Madeyski, *Die deutsche Staatssprache oder ein deutscher Staat Oesterreich*, Wien 1884, S. 135.
- 61) *Verhandlungen*, 1. Bd., S. 11.
- 62) *Ebd.*, S. 9.
- 63) *Ebd.*, S. 15.
- 64) Karel Havlíček, O sněmu říšském, Karel Havlíček, *Politické Spisy*, Díl II, část 1, str. 85.
- 65) Barbara K. Reinfeld, *Karel Havlíček (1821-1856). A National Liberation Leader of the Czech Renaissance*, New York 1982, p. 54.
- 66) *Verhandlungen*, 2. Bd., Wien, S. 321
- 67) *Ebd.*, S. 322.
- 68) *Ebd.*, S. 321.
- 69) *Ebd.*, S. 322.
- 70) *Ebd.*, S. 322.
- 71) *Ebd.*, S. 323.
- 72) *Ebd.*, S. 327/328.
- 73) *Ebd.*, S. 328.
- 74) *Verhandlungen* 1. Bd., S. 7.
- 75) *Verhandlungen* 2. Bd., S. 326
- 76) *Ebd.*, S. 325.
- 77) *Ebd.*, S. 325.
- 78) Grégoire, Rapport sur la nécessité et les moyens d'anéantir les patois et d'universaliser l'usage de la langue française, in: Michel de Certeau, Dominique Julia, Jacques Revel, *Une Politique de la Langue. La Révolution Française et les patois*, 1975, p. 301.
- 79) *Verhandlungen* 2. Bd., Wien, S. 329.
- 80) *Ebd.*, S. 328.
- 81) Peter Burian, State Language Problem in Old Austria, *op.cit.*, p. 88.
- 82) Kaiseliches Patent vom 4. März 1849, die Reichsverfassung für das Kaiserthum Oesterreich enthaltend, in: *Allgemeines Gesetz-und Regierungsblatt für das Kaiserthum Oesterreich*, Jg 1849, Wien 1851, S. 151.
- 83) Entwurf der Konstitutionsurkunde für österreichischen Staaten, in: *Die österreichischen Verfassungsgesetze*, hrsg. von Edmund Bernatzik, Wien 1911, S. 142.
- 84) *Protokolle des Verfassungsausschusses im Oesterreichischen Reichstage 1848-1849*, hrsg. von Anton Springer, Leipzig 1885, S. 136.
- 85) *Ebd.*, S. 140.
- 86) *Ebd.*, S. 145.
- 87) *Ebd.*, S. 136.
- 88) *Ebd.*, S. 144.
- 89) *Ebd.*, S. 140.
- 90) 1867年の国家基本法においては「すべての種族」Alle Volksstämmeが「国家のすべての種族」Alle Volksstämme des Staatesに変更されている。
- 91) R.E.v.E., Zur Würdigung der böhmischen Frage, in: *Wiener Zeitung*, Nr. 172 vom 23. Juni Wien 1848.
- 92) Protokol o schůzi deputace Frankfurtské se dvojí sekci Národního Výboru, in: Černý, *Boj za Právo*, Praha 1893, str. 167.
- 93) Flugblätter :Der Verein der Deutschen aus Böhmen, Mähren und Schlesien zur Aufrechthaltung ihrer Nationalität, *Freunde und Landsleute!* 4. Juni 1848.
- 94) Ernst Fischer, *Österreich* 1848, S. 82.
- 95) R.E.v.E., Zur Würdigung der böhmischen Frage, *a.a.O.*
- 96) 良知力『向う岸からの世界史』未来社1978年, 53頁.
- 97) *Neue Rheinische Zeitung*, Nr. 105, vom 17. Sept. Köln 1848.

- 98) *Verhandlungen des österreichischen Reichstages nach der stenographischen Aufnahme*, 2. Bd., Wien, S. 324.
- 99) *Neue Rheinische Zeitung*, Nr. 105, vom 17. Sept. Köln 1848.
- 100) Roman Rosdolsky, Friedrich Engels und das Problem der „geschichtslosen“ Völker. (Die Nationalitätenfrage in der Revolution 1848–1849 im Licht der Neuen Rheinischen Zeitung), in: *Archiv für Sozialgeschichte*, hrsg. von der Friedrich-Ebert-Stiftung, Bd.4, Hannover 1964, *Ebd.*, S. 100.
- 101) Karl Renner, Das Klasseninteresse des Proletariats an der Amtssprache, in: *Der Kampf*, Bd. 1, Wien 1907–1908, S. 169.
- 102) Burian, *op.cit.*, p. 82.
- 103) 良知力『向う岸からの世界史』未来社1978年, 45頁.
- 104) Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Oxford / Cambridge 1983, p. 11.
- 105) Ernest Gellner, *Nationalism*, London 1997, p. 20.
- 106) Maximilian Bach, *Geschichte der Wiener Revolution im Jahre 1848*, Wien 1898, S. 486.
- 107) Joseph Alexander Helfert, *Revolution und Reaction im Spätjahre 1848*, Wien 1870, S. 188.
- 108) Wien den 12. Juli 1848 in: *Die Presse*, Nr. 11. vom 13. Juli, Wien 1848.
- 109) 田中克彦「国語と国家語」,『国やぶれてもことばあり』新泉社2018年, 472頁.
- 110) Adolf Hitler, *Mein Kampf*, München 1936, S. 77.
- 111) Madeyski, *Die deutsche Staatssprache oder ein deutscher Staat Oesterreich*, S. 88.
- 112) Die Sprachenfrage in der Reichsversammlung, in: Abend-Beilage zur *Wiener Zeitung*, Nr. 209 vom 20. Nov. Wien 1848.
- 113) Anonym, Der Kampf, in: *Der Kampf*, Bd. 1, H. 1, Wien 1908, S. 3.
- 114) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, abgehalten zu Brünn vom 24. Bis 29. September 1899 im „Arbeiterheim“*. Wien 1899, S. 104.
- 115) Fritz Austerlitz, Der nationale Kampf und die Sozialdemokratie, in: *Akademie. Orgán socialistické mládeže*, roč 2, číslo 10, Praha 1898, str. 458.
- 116) Etbin Kristan, Nationalismus und Sozialismus in Oesterreich, in: *Akademie, Orgán socialistické mládeže*, roč 2, číslo 11, Praha 1898, S. 486.
- 117) Karl Renner, *Staat und Nation*, Wien 1899, S. 21.
- 118) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S.XIV.
- 119) *Ebd.*, S. XV.
- 120) Hans Mommsen, *Die Sozialdemokratie und Nationalitätenfrage im habsburgischen Vielvölkerstaat, I. Das Ringen um die Supranationale Integration der zisleithanischen Arbeiterbewegung (1867-1917)*, Wien 1963, S. 314.
- 121) H.R. [Resell], Die nationale Frage auf dem sozialdemokratischen Brünner Parteitag, in: *Arbeiterwille*, Nr.38. Vom 21. Sept. Graz 1899.
- 122) Der Gesamtparteitag der österreichischen Sozialdemokratie und der Nationalitätenstreit, in: *Arbeiter-Zeitung*, Br. 235, vom 27. August, Wien 1899.
- 123) S., Die Verkehrssprache. Zur Verständigung, in: *Arbeiter-Zeitung*, Nr. 203, vom 14. Sept. Wien 1899.
- 124) F. Soukup, Sociální demokracie k otázce národnostní, *Právo Lidu*, číslo 202, dne 22, září 1899.
- 125) Zum Gesamtparteitage, in: *Arbeiterwille*, Nr. 37 vom 14. Sept. Graz 1899.
- 126) Die Nationalitätenfrage und der Parteitag, in: *Volksbote (Wähler)*, Nr. 25 vom 7. Sept. Floridsdorf 1899.
- 127) Leo Winter, Die Sprachenfrage in Böhmen, in: *Socialistische Monatshefte*, No. 6, 1902, S. 449/450.
- 128) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S. 78.
- 129) *Ebd.*, S. 79.
- 130) *Ebd.*, S. 84.
- 131) Victor Adler, Die Nationalitätenfrage und der Brünner Parteitag, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, VIII. Heft, S. 139.
- 132) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S. 82.

- 133) Hugo Hantsch, *Die Nationalitätenfrage im alten Österreich*, Wien 1953, S. 78.
- 134) *Verhandlungen des Gesamtparteitages der Sozialdemokratie in Oesterreich, a.a.O.*, S. 92.
- 135) Karl Kautsky an František Modráček, Berlin-Friedenau, 22. 10, 1899. in: Karl und Louise Kautsky, *Briefwechsel mit der Tschechoslowakei 1879-1939*, hrsg. von Zdeněk Šolle, Frankfurt / New York 1993, S. 133.
- 136) 勝又章夫『オットー・バウアーと民族自治——チェコ少数派学校をめぐる』, 三田史学会編『史学』第77巻第1号2008年, を参照されたい。
- 137) Karl Renner. Das Klasseninteresse des Proletariats an der Amtssprache, in: *Der Kampf*, 1.Bd. Wien 1908, S. 170.
- 138) Franz Soukup, Der Parteitag der tschechischen Sozialdemokratie, in: *Der Kampf*, 3. Bd., Wien 1910, S. 6.
- 139) Kautsky, Eine Frage, in: *Der Kampf*, 4. Bd., Wien 1911, S. 484.
- 140) F. Soukup, Die tschische Arbeiterbewegung in Oesterreich, in: *Die Neue Zeit*, 18. Jg., Bd. 2, Stuttgart 1900, S. 816.
- 141) Kautsky an Adler, Berlin 31. Mai 1900, in: Victor Adler, Briefwechsel mit August Bebel und Karl Kautsky sowie Briefe von und an Ignaz Auer, Eduard Bernstein, Adolf Braun, Heinrich Dietz, Hermann Müller und Paul Singer, Wien 1954 [以下 *Briefwechsel* と略称], S. 351.
- 142) Adler an Kautsky, Wien, 1. Juni 1900, in: Adler, *Briefwechsel*, S. 352.
- 143) 確かにアードラーはのちに、「ドイツ語で書かれていない死刑判決はなかった」と述べて、ドイツ語が果たしてきた役割を厳しく批判し、「ドイツ語は古いオーストリアの国家・官吏・抑圧語 die Staats-, Amts- und Unterdrückungssprache であるべきではない」と主張することになる (Victor Adler, Die Erklärung des Ministerpräsidenten Gautsch, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, X. Heft, S. 267.) が, 「法によってドイツ語を国家語と宣言する」ことを要求したシェーネラーのリンツ綱領 (Albert Fuchs, *Geistige Strömungen in Österreich 1867-1918*, Wien 1996, S. 179/180.) の作成に協力し, 「ドイツ人児童のスロヴェニア化とチェコ化を彼らに加えられた不正と看做す」 (Adler an Kautsky, Wien, 21. August 1886, in: Adler, *Briefwechsel*, S. 12.) と述べたことさえある。カウツキーはアードラーのこのようなナショナリズムを危険視していた。カウツキーは1880年の論文「オーストリア社会党の緊急の課題」において社会主義運動には「スラヴ人を文化水準の低い者としか見ない民族的偏狭さが存在しており, これが様々な諸民族の兄弟的協力を妨げている」と述べて, 偏狭なナショナリズムに警鐘を鳴らしたが, (Kautsky, Ueber die nächsten Aufgaben der sozialistischen Partei Oesterreich's, in: *Der Sozialdemokrat*, Nr. 33 von 15. August 1880.) アードラーの態度こそ, このような「民族的偏狭さ」であると言えるだろう。シェーネラーが人種主義的な反セム主義に転じたため, ユダヤ人だったアードラーはシェーネラーから離れることになるが, アードラーは社会主義とドイツ・ナショナリズムを結びつけようとする。アードラーによれば「最も惨めで飢えた鉱山労働者にいたるまで全人民の大義を代表する者」こそ民族的なのであって (Adler, Arbeiterversammlung über die Arbeitskammer, in: ders., *Aufsätze, Reden und Briefe*, 5. Heft, S.184/185.), 「真剣に民族的であるものは共産主義者とならなくてはならない」 (Adler an Kautsky, 21. August 1886, *Briefwechsel*, S. 12.) というのである。このような意味において, モムゼンも指摘しているように, 彼の民族的な目標が大きく変わることはなかったと言えるだろう。 (Hans Mommsen, Victor Adlers Weg zum Sozialismus, in: ders., *Arbeiterbewegung und Nationale Frage*, Göttingen, 1979, S. 183.)
- 144) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, in: *Archive für Sozialgeschichte*, Bd. VI/VII, Hannover 1966/67, S. 348.
- 145) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der deutschen Sozialdemokratischen Arbeiterpartei in Oesterreich. Abgehalten in Innsbruck vom 29. Oktober bis 2. November 1911*, Wien 1911, S. 129.
- 146) Adler an Kautsky, Wien, 21. August 1886, *a.a.O.*, S. 12.
- 147) Friedrich Engels, Der demokratische Panslavismus, in: Karl Marx, Friedrich Engels, *Werke*, hrsg. Von der Bundesstiftung Rosa Luxemburg, Gesellschaftsanalyse und politische Bildung, Berlin 1999 [以下 *MEW* と略称], Bd. 6, S. 275.
- 148) Engels an Kautsky, London, 7. Febr. 1882, *MEW*, Bd. 35, S. 272.

- 149) Zdeněk Šolle, Die Sozialdemokratie in der Habsburger Monarchie und die tschechische Frage, *a. a. O.*, S. 348
- 150) Kautsky, Die moderne Nationalität, in: *Die Neue Zeit*, 5. Jg., Stuttgart 1887, S. 448.
- 151) Kautsky, Vorrede des Uebersetzers, in: Karl Marx[Engels], *Revolution und Kontre-Revolution in Deutschland*, 6. Auflage, Stuttgart 1896, S. XXVIII/XXIX.
- 152) Kautsky, Der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in: *Die Neue Zeit*, 16. Jg., Bd. 1, 1897–98, S. 558.
- 153) Th. G. Masaryk, *Die philosophischen und soziologischen Grundlagen des Marxismus. Studien zur sozialen Frage*, Wien 1899, S. 436.
- 154) Kautsky, Der tschechische Staat, in: *Arbeiter-Zeitung*, 30. Jg., Nr. 317 vom 20. Nov. Wien 1918.
- 155) 勝又章夫「マルクス、エンゲルスにおける人間的解放と民族的解放」, 神田順司編『社会哲学のアクチュアリティ』未知谷2009年, 145頁.
- 156) カウツキーと「歴史なき民」の理論に関しては, 勝又章夫「カール・カウツキーと『歴史なき民』の問題——チェコ問題を中心に——」, 『東京国際大学論叢 人文・社会学研究』第8号, 2023年3月を参照されたい.